

4月1日から下水道使用料を改定します



【問合わせ】下水道課 ☎84-0675

下水道事業の自立経営のために、下水道使用料を改定します。下水道を使用する皆様にはご負担をお掛けしますが、今後も継続して安定した下水道サービスを提供するため、ご理解とご協力をお願いします。

下水道使用料の改定内容

基本使用料と従量使用料を改定します。

(税抜き)

		改定前	改定後	増加額
基本使用料(円/月)		450円	600円	150円
従量使用料 (円/m ³)	10m ³ まで	50円	60円	10円
	11~20m ³	90円	105円	15円
	21~30m ³	115円	130円	15円
	31~50m ³	130円	145円	15円
	51~100m ³	165円	180円	15円
	101m ³ 以上	230円	250円	20円



下水道課のキャラクター「スイスイ」

使用料比較(平均的な一般家庭の場合)

(税抜き)

排出量	改定前	改定後	増加額
20m ³ /月	1,850円	2,250円	400円
30m ³ /月	3,000円	3,550円	550円

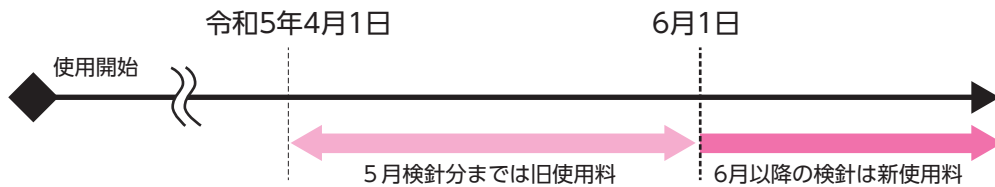
検針票に記載された排出量から改定後の請求予定額を市ホームページで確認することができます。

※表中は1か月あたりの金額で、実際は2か月分をまとめて請求します。

いつから新しい使用料になるの?

令和5年3月31日以前から下水道を使用している場合

▶6月検針分から新使用料が適用されます。(2か月に1回の検針のため)



新築等で、令和5年4月1日以降に下水道を使用し始めた場合

▶最初の検針分から新使用料が適用されます。

